

令和4年9月市議会 教育厚生委員会資料

第95号議案 令和4年度長崎市一般会計補正予算（第6号）

目次

【2款 総務費 1項 総務管理費】

説明書記載頁

23目 諸費

児童福祉費返還金（2.1.23）…………… P 1～2（P 24～25）

【3款 民生費 2項 児童福祉費】

1目 児童福祉総務費

放課後児童健全育成費（3.2.1）…………… P 3～4（P 26～27）

2目 児童措置費

民間保育所等施設型給付費（3.2.2）…………… P 3～4（P 26～27）

地域型保育給付費（3.2.2）…………… P 3～4（P 26～27）

3目 ひとり親家庭福祉費

白菊寮運営費（3.2.3）…………… P 3～4（P 26～27）

1目 児童福祉総務費

【補助】児童福祉等施設整備事業費補助金

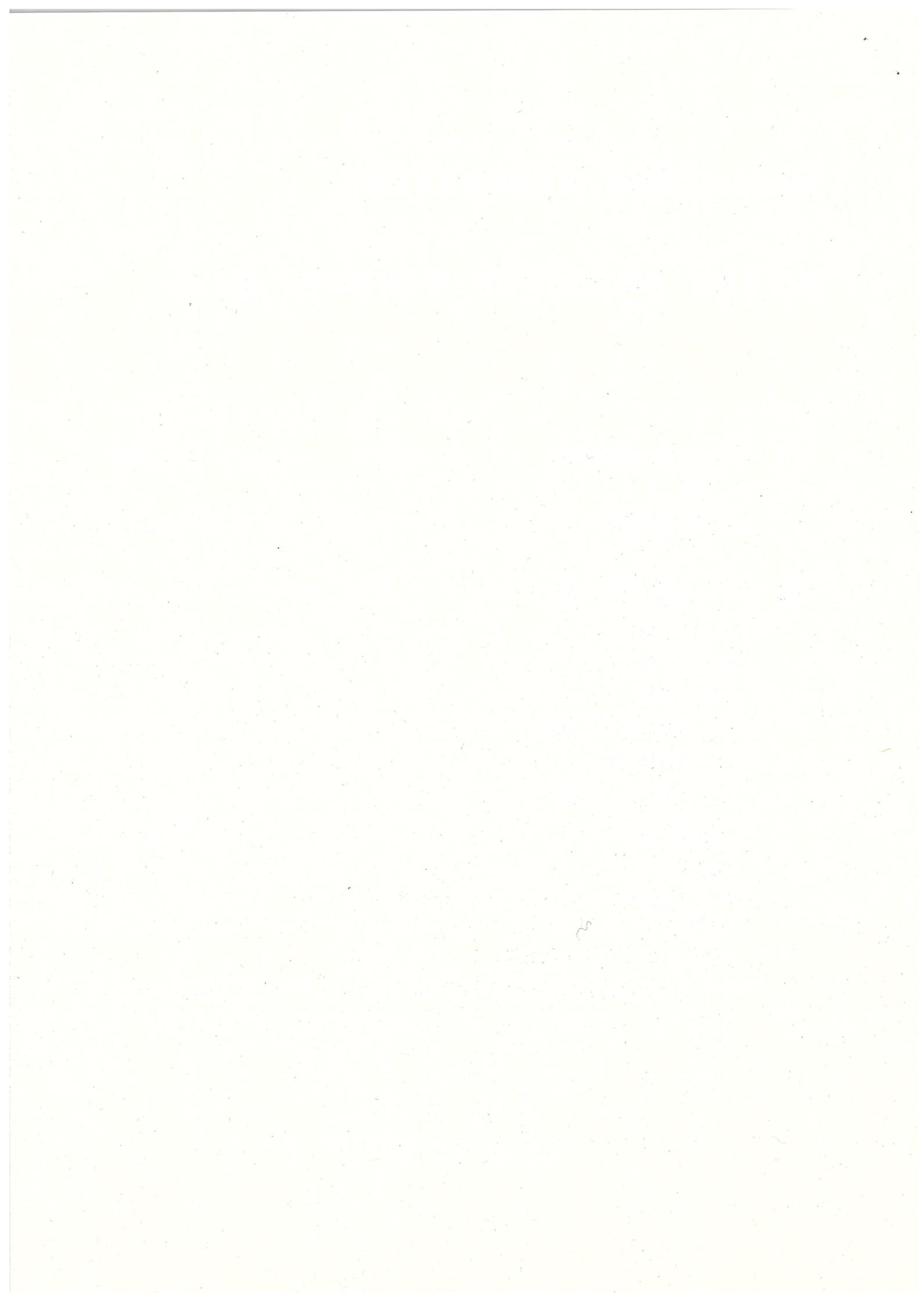
民間認定こども園（3.2.1）…………… P 5～11（P 26～27）

6目 妊婦生活支援特別給付金費

妊婦生活支援特別給付金給付事業費（3.2.6）…………… P 12～13（P 26～29）

こども部

令和4年9月



予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
24~25	2 総務費	1 総務管理費	2 3 諸費	1-1	児童福祉費返還金	千円 30,097

## 1 概 要

国の令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金の確定に伴い、国庫支出金の返還金が生じたことにより、国へ令和4年10月31日までに返還する必要があるため、その返還金を計上するもの。

## 2 事業内容（返還金内訳）

（単位：千円）

歳入科目		歳出科目		歳出事項名	交付額①	確定額②	差引返還額 (①-②)	返還理由
款	項	款	項					
国庫支出金	国庫補助金	民生費	児童福祉費	子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金） 給付事業費（給付金）	2,742,500	2,731,050	10,050	給付対象児童数が見込みを下回ったことによるもの。 （見込）55,260人 先行給付金 （実績）54,621人 支援給付金 （実績）28人
				子育て世帯への臨時特別給付（支援給付金） 給付事業費（給付金）		1,400		
				子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金） 給付事業費（事務費）	30,783	24,093	6,690	封入封緘に係る委託料が見込みを下回ったことなどによるもの。
				子育て世帯への臨時特別給付（追加給付金） 給付事業費（給付金）	2,742,500	2,731,050	10,050	給付対象児童数が見込みを下回ったことによるもの。 （見込）55,260人 追加給付金 （実績）54,621人 支援給付金 （実績）28人
				子育て世帯への臨時特別給付（支援給付金） 給付事業費（給付金）		1,400		
				子育て世帯への臨時特別給付（追加給付金） 給付事業費（事務費）	4,655	1,348	3,307	システム改修に係る委託料が見込みを下回ったことなどによるもの。
国庫補助金 計					5,520,438	5,490,341	30,097	

### 3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 30,097	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 30,097

#### 【参考】給付金の概要

1 対象児童 0歳から18歳までの者

(平成15年4月2日から令和4年3月31日までに出生した者)

2 支給対象者

次の(1)と(2)の要件に該当する者(対象児童:55,260人)

(1) 所得要件

児童手当(本則給付)の所得条件を満たす者(高校生もしくはそれに準ずる者(以下「高校生等」という。))のみを養育する者を含む【所得制限限度額未満】

ただし、里親及び障害児入所施設等の設置者(以下「施設等設置者」という。)については、所得額は考慮しない。

(2) 養育要件<sup>※1</sup>

ア 児童手当受給者【公務員以外+施設等設置者】 対象児童 46,120人

令和3年9月分の児童手当(本則給付)の受給者(新生児<sup>※2</sup>の養育者を含む)

イ 児童手当受給者【公務員】 対象児童 5,000人

上記アの公務員受給者(新生児の養育者を含む)

ウ 高校生等養育者(児童手当受給者を除く) 対象児童 4,100人

令和3年9月30日(以下「基準日」という。)において、15歳~18歳の児童(児童手当の支給対象児童を除く)を養育する者<sup>※3</sup>

エ 高校生等に係る施設等設置者 対象児童 40人

※1 養育要件に記載の各人数は、「(1) 所得要件」も満たした人数。

※2 令和3年9月1日以降に出生した児童

※3 児童手当法施行令第1条で規定された、所得制限限度額未満の者。

3 支給額 児童一人につき (先行給付金) 50,000円

(追加給付金) 50,000円

※先行給付金と追加給付金を併せて対象児童一人につき10万円を一括支給

(支援給付金) 100,000円

※基準日より後に離婚等をした者であって、新たに対象児童を養育している者に対し支給

予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
26~27	3 民生費	2 児 童 福祉費	1 児童福祉 総務費	1-1	放課後児童健全育成費	千円 30,954
26~27	3 民生費	2 児 童 福祉費	2 児童措置費	1-1	民間保育所等施設型給付費	184,489
26~27	3 民生費	2 児 童 福祉費	2 児童措置費	1-2	地域型保育給付費	120
26~27	3 民生費	2 児 童 福祉費	3 ひとり親家庭 福祉費	1-1	白菊寮運営費	327

## 1 概 要

令和4年2月から令和4年9月までの間、新型コロナウイルス感染症への対応と子どもへの対応が重なる教育・保育現場等の最前線において、働く職員の処遇の改善のため、放課後児童クラブ、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所、母子生活支援施設に勤務する職員を対象に、職員の収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるために国の保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業実施要綱等の規定に基づき、必要な費用を補助しているが、令和4年10月以降についても、国において通常の制度の枠組みの中で継続した職員の収入引き上げが実施されることから、子ども・子育て支援交付金等を活用して措置に係る費用を補助又は支給するもの。

## 2 事業内容

### (1) 対象経費

放課後児童クラブ、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所、母子生活支援施設に勤務する職員を対象に、賃上げ効果が継続される取り組みを行うことを前提として、令和4年10月から令和5年3月までの収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置に係る費用（法定福利費等の事業主負担を含む）を補助又は支給する。

### (2) 費用の算出方法

- ① 放課後児童クラブに勤務する放課後児童支援員・補助員等（非常勤職員を含み、経営に携わる法人の役員である職員を除く。）

@11,000円（補助基準額【月額】）×469人（常勤換算従事者数）×6か月=30,954千円

- ② 特定教育・保育施設に勤務する保育士・幼稚園教諭等（非常勤職員を含み、法人役員を兼務する施設長を除く。）

加算額(月額)※ (770円~8,350円)	×	利用児童数 (18人~267人)	×	対象期間 6か月	=	184,489千円
---------------------------	---	---------------------	---	-------------	---	-----------

※ 地域区分、施設類型、定員区分、年齢区分による加算額

- ③ 特定地域型保育事業所に勤務する保育士等（非常勤職員を含み、法人役員を兼務する施設長を除く。）

加算額(月額)※ (3,100円~7,430円)	×	利用児童数 (1人~5人)	×	対象期間 6か月	=	120千円
-----------------------------	---	------------------	---	-------------	---	-------

※ 地域区分、施設類型、定員区分、年齢区分による加算額

- ④ 母子生活支援施設に勤務する職員（非常勤職員を含み、法人役員を兼務する施設長を除く。）

@10,900円※×5人（常勤換算従事者数）×6か月=327千円

※9,000円に法定福利費等の事業主負担率に相当する率を乗じた額を加えて得た額。

(3) 補正額 215,890 千円

各事業者に対し補助金により交付又は、負担金により支給する。

事業名	区分	施設種別	施設数	補正額 (千円)	
①放課後児童健全育成費	補助金	放課後児童クラブ	※ 162	30,954	
②民間保育所等施設型 給付費	負担金	特定教育・保育施設	保育所	73	94,572
			認定こども園	47	80,514
			幼稚園	13	9,403
			小計	133	184,489
③地域型保育給付費	負担金	特定地域型保育事業所	小規模保育事業所	1	120
④白菊寮運営費	補助金	母子生活支援施設	1	327	
合 計			297	215,890	

※①の施設数は、支援の単位数

### 3 財源内訳

事業名	事業費	財 源 内 訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
放課後児童健全育 成費	30,954	※1 10,318	※2 10,318	—	—	10,318
民間保育所等施設 型給付費	184,489	※3 96,452	※4、5 44,014	—	—	44,023
地域型保育給付費	120	※3 64	※4 27	—	—	29
白菊寮運営費	327	※6 163	—	—	—	164

※1 子ども・子育て支援交付金 国庫補助率 事業費(30,954千円)の1/3

※2 子ども・子育て支援交付金 県補助率 事業費(30,954千円)の1/3

※3 子どものための教育・保育給付交付金 国庫負担率

1号認定子ども:基礎額(事業費(29,500千円)×73.8%)×1/2

2号認定子ども:事業費(56,093千円)×1/2

3号認定子ども:事業費(99,016千円)×58.16%

※4 子どものための教育・保育給付費県負担金 県負担率

1号認定子ども:全国統一分 基礎額(事業費(29,500千円)×73.8%)×1/4

2号認定子ども:事業費(56,093千円)×1/4

3号認定子ども:事業費(99,016千円)×20.92%

※5 長崎県施設型給付費等事業費補助金 県補助率

1号認定子ども:地方単独分(事業費(29,500千円)－基礎額(事業費(29,500千円)×73.8%))×1/2

※6 児童入所施設措置費等国庫負担金 国庫負担率 事業費(327千円)の1/2

【参考】1号認定子ども:満3歳以上の小学校就学前で保育の必要性がない子ども(教育利用)

2号認定子ども:満3歳以上の小学校就学前で保育の必要性がある子ども(保育利用)

3号認定子ども:満3歳未満の小学校就学前で保育の必要性がある子ども(保育利用)

予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
26~27	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉 総務費	2-1	【補助】児童福祉等 施設整備事業費補助金 民間認定こども園	千円 54,974

## 1 概 要

入所児童の教育・保育環境の向上を図るため、老朽施設の整備に伴う経費を助成するもの。

## 2 事業内容等

### (1) 事業内容

施設名 【設置主体】	設置場所	整備内容	定員	敷地面積 (m <sup>2</sup> )	着工予定 ～ 完成予定
				延床面積 (m <sup>2</sup> )	
				構造	
幼保連携型 認定こども園 小ヶ倉こども園 【(福)黎明会】	小ヶ倉町2丁目 390番地	大規模修繕	125人	1,373.63	令和5年3月 ～ 令和6年1月
				771.95	
				鉄筋コンクリート造2階建	
深堀こころこども園 【(学)円成寺学園】	深堀町3丁目 68番地	改 築	145人	3,522.05	令和5年1月 ～ 令和5年11月
				1,087.11	
				木(一部鉄骨)造2階建	

### (2) 補正予算額 54,974千円

(単位：千円)

施設名	区分	総事業費 ①※1	補 助 基本額 ②※2	負担割合 (②×補助率)			補 正 予算額 ⑥ (③+④+⑤)	事業者 負担額 ①-⑥
				国 1/2 ③	県 1/2 ④	市 1/4 ⑤		
幼保連携型 認定こども園 小ヶ倉こども園	保育所 部分	12,267	12,030	6,015		3,007	9,022	3,245
	幼稚園 部分	1,500	1,470		735	367	1,102	398
	小計⑦	13,767		6,015	735	3,374	10,124	3,643
深堀こころ こども園	保育所 部分	60,249	32,328	16,164		8,082	24,246	36,003
	幼稚園 部分	33,168	27,472		13,736	6,868	20,604	12,564
	小計⑧	93,417		16,164	13,736	14,950	44,850	48,567
合 計 (⑦+⑧)		107,184		22,179	14,471	18,324	54,974	52,210

※1 総事業費は、工事全体金額（幼保連携型認定こども園小ヶ倉こども園：275,367千円、深堀こころこども園：622,787千円）を区分ごとの面積割合で按分し、令和4年度の工事進捗率（幼保連携型認定こども園小ヶ倉こども園：5%、深堀こころこども園：15%）に応じた金額

※2 補助基本額は、幼保連携型認定こども園小ヶ倉こども園については、補助対象経費の金額、深堀こころこども園については、国または県交付基準額を補助率1/2で割り戻した額と補助対象経費を比較して少ない方の金額となる

【参考：2か年を通した全体の事業費】

(単位：千円)

施設名	区分	総事業費 ①	補助 基本額 ②	負担割合 (②×補助率)			補助額 ⑥ (③+④+⑤)	事業者 負担額 ①-⑥
				国 1/2 ③	県 1/2 ④	市 1/4 ⑤		
幼保連携型 認定こども園 小ヶ倉こども園	保育所 部分	245,352	240,602	120,301		60,150	180,451	64,901
	幼稚園 部分	30,015	29,432		14,716	7,357	22,073	7,942
	小計⑦	275,367		120,301	14,716	67,507	202,524	72,843
深堀こころ こども園	保育所 部分	401,663	215,520	107,760		53,880	161,640	240,023
	幼稚園 部分	221,124	183,148		91,574	45,787	137,361	83,763
	小計⑧	622,787		107,760	91,574	99,667	299,001	323,786
合 計 (⑦+⑧)		898,154		228,061	106,290	167,174	501,525	396,629

### 3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金 ※1	県支出金 ※2	地方債 ※3	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
54,974	22,179	14,471	14,600	—	3,724

- ※1 保育所等整備交付金 国庫補助率：補助基本額の1/2  
 ※2 認定こども園施設整備補助金 県補助率：補助基本額の1/2  
 ※3 社会福祉施設整備事業債 充当率80% (交付税措置率 ー%)

#### 4 公募状況

##### (1) 募集期間

令和4年3月3日から令和4年4月20日まで

##### (2) 整備区分・応募状況

整備区分	整備内容の条件	募集対象区域 (中学校区)	募集 (採択) 件数	応募 件数
老朽施設の整備 (改築、老朽民間 児童福祉施設整備 及び大規模修繕 等、定員増なし)	令和4年3月31日時点で 築41年以上となる施設 ※耐震診断義務化期間(昭 和56年5月31日以前に着 工した建築物)を準用	16区域(区域の限定なし)	3件	2件

##### (3) 選定結果

老朽施設の整備 2件

##### (4) 選定までの経過

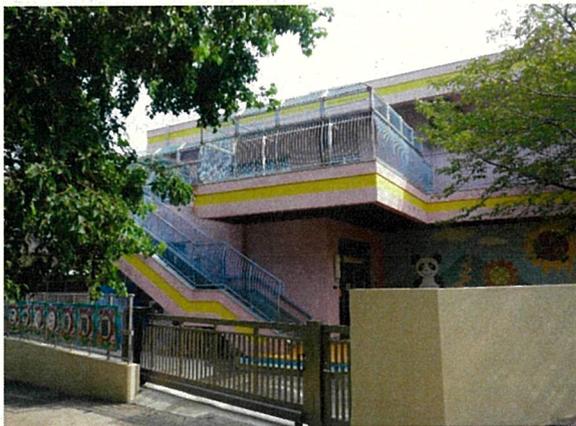
時期	内容
3月3日 ～4月20日	募集期間
5月	「長崎市社会福祉施設に関する立地条件等検討会」(市の関係部局による内部会議)を開催し、提出された整備計画の問題点、条件等を検討
6月13日	長崎市社会福祉審議会(外部委員で構成)へ「優良な社会福祉施設等の整備計画の選定について」意見諮問
6月30日	長崎市社会福祉審議会社会福祉施設専門分科会を開催し、整備計画の審査
7月12日	長崎市社会福祉審議会から、整備計画の選定について、選定結果の答申
7月21日	「幼児教育・保育施設整備計画の選定」として、本件を施設整備の補助を行う整備計画として選定

## 5 位置図等

(1) 幼保連携型認定こども園小ヶ倉こども園（小ヶ倉町2丁目 390番地）



①



②



③



④



【現園舎の老朽の様子】



保育室の床（摩耗）



保育室の壁（亀裂）



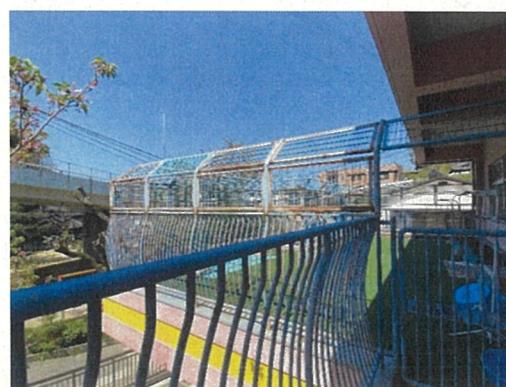
保育室の天井（雨漏り）



外壁（亀裂）

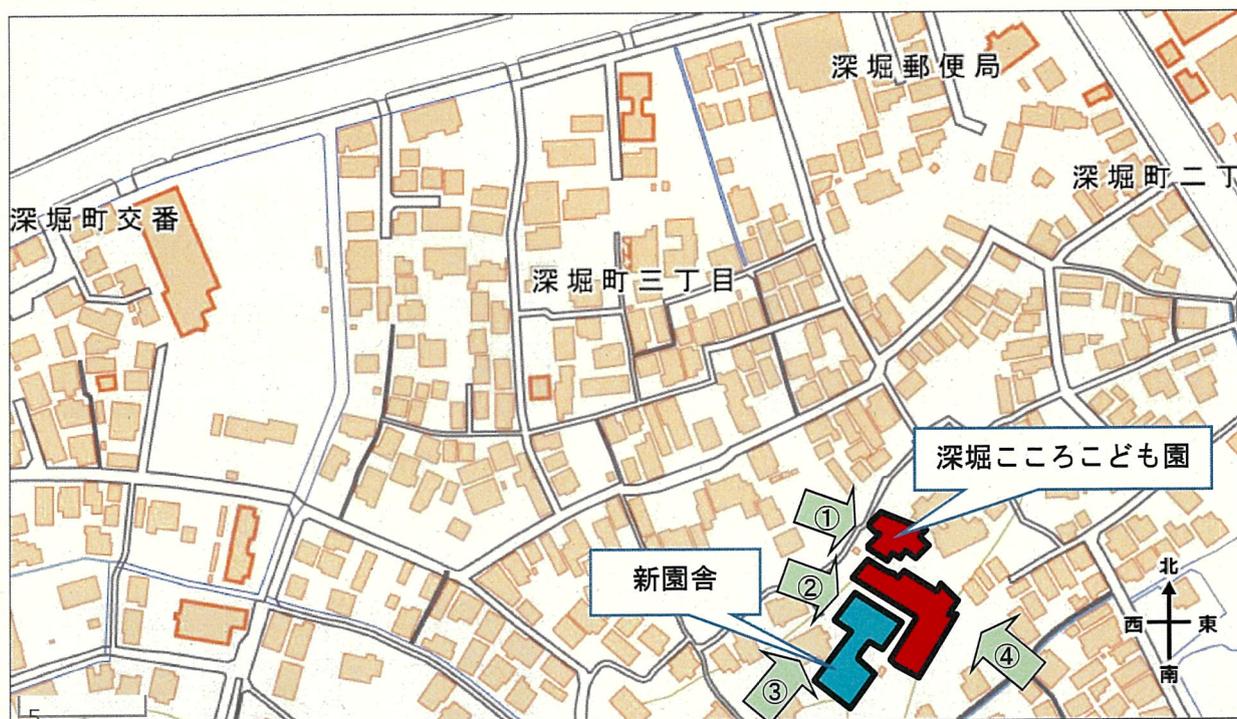


屋上（防水膜劣化）



手すり・ベランダの劣化

(2) 深堀こころこども園 (深堀町3丁目 68番地)



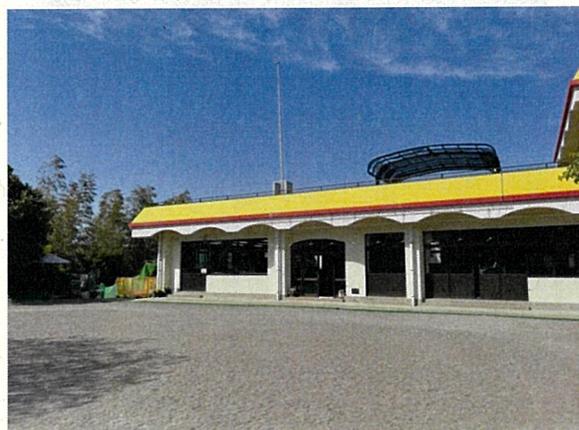
①



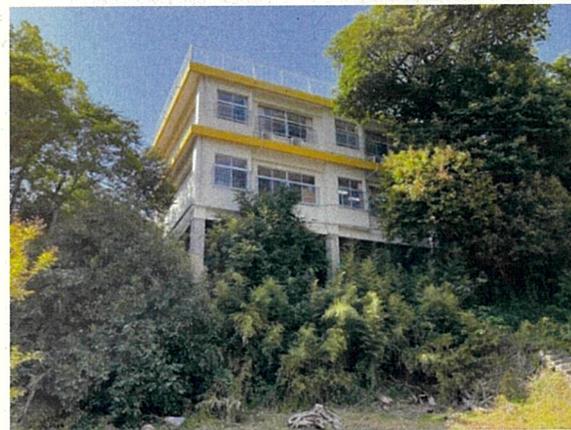
②



③



④



【現園舎の老朽の様子】



保育室の床（摩耗）



階段の壁（亀裂・塗装剥離）



トイレの天井（剥離）



手すり・ベランダの劣化



園児足洗場（亀裂・剥離・劣化）



廊下の天井（雨漏り）



廊下の床（摩耗・亀裂）



外壁（亀裂・塗装剥離）

予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
26~29	3 民生費	2 児童福祉費	6 妊婦生活支援 特別給付金費	1-1	妊婦生活支援特別給付 金給付事業費 (給付金) (事務費)	千円 126,826 (125,000) (1,826)
				1-2		

## 1 概 要

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、今回の原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰の影響により、妊婦においては、妊娠期に係るどうしても削ることができない準備費用など生活費全体への負担が大きくなっていることから、妊婦に対し給付金を給付することで、物価高騰に係る生活費の負担軽減を図り、安心して妊娠期を過ごせるよう支援する。

## 2 事業内容

### (1) 給付対象者

次のア～ウのいずれにも該当するものとする。

- ア 令和4年4月1日から令和5年3月31日までに妊娠届出を行ったもの  
(長崎市以外の自治体に提出したものも含む)
- イ 妊娠届出から出産前までに一時期でも長崎市の住民基本台帳に登録があったもの
- ウ 長崎市に給付金の申請を行った日に長崎市の住民基本台帳に登録があるもの

(2) 対象者数 2,500人(令和3年度妊娠届数相当)

(3) 給付額 給付対象者1人につき1回限り5万円

(4) 給付方法 給付対象者の申請により希望する口座へ振り込む

ア 申請期間 令和4年10月1日から令和5年3月31日(必着)まで

イ 申請書の交付方法

(ア) 10月以前の妊娠届出者 本人の申し出に基づき申請書を市から郵送又はホームページから本人が申請書をダウンロード

(イ) 10月以降の妊娠届出者 妊娠届出時に申請書を配布

※なお、市外で妊娠届出を行ったもので、10月以降の転入者については、転入届時に申請書を配布

ウ 給付時期 令和4年11月から随時給付(予定)

エ 周知方法 ホームページ・広報誌等への掲載、産科医療機関等関係機関へチラシ設置依頼

